

公民館再編の経過報告

1 工程について（別添1参照）

令和7年4月に公民館の区域の拡大（広域化）を実施済みですが、引き続き、公民館再編を推進しています。

2 市と地域の役割分担を明確化について

次の(1)～(3)を令和8年度から実施の予定です。

(1) 地域生涯学習団体規約の改正について

地域生涯学習団体規約（ひな型）（別添2）を定め、これを参考にして各地域の規約を定め、その新規約に基づき、地域に主体的に生涯学習事業等を推進していただきます。現に活動している公民館運営協議会等からの円滑な移行を想定しています。

【理由】意思決定機関としての総会、執行機関としての理事会等の体制を地域ごとに整備し、適正な役割分担に基づく民主的な運営を促すため

(2) 地域館長等の委嘱終了及び慣例に基づく肩書の使用について

ア 令和8年度以降、市からの委嘱はせず、地域から直接選任していただきます。これにより、市が委嘱する「地域館長」及び「地域主事」ではなく、地域生涯学習団体の「理事長」及び「理事」という位置付けとなります。

イ（地域館長改め）理事長や（地域主事改め）理事が、地域の慣例に基づき、地域において独自に「館長」や「主事」を用いることを、市としては尊重します。

ウ 市の式典等に来賓として参列を求める場合の席札表示は、各式典等の慣例を尊重し、主催者（所管課）の判断によるものとします。

【理由】法令の趣旨に基づいて適正化を図るため、市の顧問弁護士の助言も参考に改めることとしました。ただし、地域の慣例については、引き続き尊重してまいります。

(3) 公民館関係交付金等の改正について

公民館関係の複数の交付金を1つに整理・統合（支援費部分は新規）するとともに、インフレ等を考慮して一部増額を検討しています（金額は予算の範囲内）。

【理由】地域の生涯学習事業等を引き続き支援していきたいため

交付金等の区分		1団体当たりの 交付額（円）		備考	
改正前	改正後	改正前	改正後		
公民館運営 協議会交付 金	地 域 生 涯 学 習 団 体 交 付 金	事務費	50,000	50,000	変更なし
公民館運営 交付金		運営費	200,000 or 100,000	240,000 or 120,000	いわゆる館なしの公民館（※） の関係団体が対象。以前からの 強い要望を受け、インフレ等を 考慮し増額
（新規）		支援費	-	0 ～100,000	理事長・理事計2人の場合に謝 金減額の枠内で交付（10,000～ 100,000円。人口割）
地域公民館 バス研修事 業交付金		バス研修事業費	151,000	96,000 or 161,000	行き先に要望の多かった甲信 越を追加。県内県外各1回（計 2回。70,000円+91,000円）と 県内外問わず1回（96,000円） からの選択式。インフレ等を考 慮し、各選択肢とも10,000円 増額
地域館長・ 地域主事 への謝金		団体の 理事長・理事 への謝金	1,086,000	1,086,000	変更なし。報償金（費用弁償） も同様

※ 「館なしの公民館」とは、公民館の施設（建物）がなく、そのため職員も配置されていない公民館を指します。具体的には、箱田、宮町、本町、石原、太井の5館です。

地域生涯学習団体規約（ひな型）

地域生涯学習団体規約のひな型を次のとおり定める。

〇〇地域生涯学習団体規約

（目的）

第1条 この団体は、熊谷市〇〇地域（以下「対象地域」という。）における生涯学習を推進することを目的とする。

2 この団体は、前項の目的を妨げない範囲において、対象地域において生涯学習事業以外の事業を行い、又は対象地域で活動する他の団体若しくは組織の行う事業に関与することができる。

（名称及び住所）

第2条 この団体の名称は、〇〇地域生涯学習団体（以下「地域生涯学習団体」という。）とする。

2 地域生涯学習団体の住所は、熊谷市〇〇〇〇とする。

（事業）

第3条 地域生涯学習団体は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自らが主催する生涯学習事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 対象地域の課題に関する情報の把握及び対応に関すること。
- (3) 対象地域で活動する他の団体又は組織との連絡体制の整備に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

（会員）

第4条 地域生涯学習団体は、次に掲げる者（以下「会員」という。）をもって構成する。

- (1) 対象地域の住民又は同地域にある市有施設の利用者
- (2) 対象地域で活動する他の団体又は組織を代表し、又はそれらの推薦を受けた者
- (3) 知識経験を有する者

2 地域生涯学習団体は、会員〇〇人以内をもって構成する。

3 会員は、無報酬とする。ただし、理事である会員は、理事の活動に従事した対価としての報酬を受けることができる。

4 会員は、地域生涯学習団体の財産、剰余金等の分配、配当等を受けることはできない。

5 会員は、次条に規定する任期を満了する場合は、当該任期を満了する日の3か月前までに、会長に対して、次のいずれかの意思を表示するものとする。この場合において、次のいずれの意思も表示しないときは、第1号の意思を表示したものと推定する。

- (1) 次期会員への再任を希望すること。
- (2) 当期を限り退任を希望すること。

6 会員は、前項第2号の意思を表示するときは、自らに替わり次期会員となるべき者

とあらかじめ相談の上、その理由を付して当該者を次期会員に推薦するように努めるものとする。

- 7 現に会員である者は、地域生涯学習団体を脱退することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、当該地域生涯学習団体に不利な時期に脱退することはできない。
- 8 前項の規定にかかわらず、充て職によりその資格を有している会員は、充て職によるその資格を当該地域生涯学習団体に返納する方法により、その関係から離脱することができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。
- 9 前項の規定により充て職による会員の資格が地域生涯学習団体に返納された場合は、当該地域生涯学習団体は、当該充て職による会員の選出母体に対して、新たな会員候補者の推薦を依頼するものとする。
- 10 新たに会員になろうとする者は、総会の議決により地域生涯学習団体に加入することができる。

(会員の任期)

第5条 会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 会員が脱退又は離脱をした場合における補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了の場合においては、前2項の規定にかかわらず、前任の会員の任期は、後任の会員の資格及び任期が定まるまでの間は継続するものとする。充て職によりその資格を定めている会員についても、同様とする。
- 4 前項の場合における後任の会員の任期の終期は、前任の会員の任期の継続がなかったものとみなして第1項の規定を適用することにより、決定する。

(役員)

第6条 地域生涯学習団体に、会長、副会長、理事及び監事（以下「役員」という。）を置き、会員の互選によりこれを定める。理事は、2人以上を選任するものとする。

- 2 会長は、地域生涯学習団体及び総会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、地域生涯学習団体の事務を執行する。
- 5 理事のうち1人を理事長とし、理事の互選によりこれを定める。理事長は、理事会を代表する。
- 6 監事は、会計を監査する。
- 7 役員任期は、当該役員が会員としての任期に従う。ただし、総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

(総会)

第7条 会長は、総会を招集し、その議長となる。

- 2 総会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会は、次に掲げる案件の審議を行い、地域生涯学習団体の意思を決定する。
 - (1) 会員の資格（会員の加入及び脱退を含む。）を定めること。

- (2) 会員の互選により、役員を定めること。
 - (3) 地域生涯学習団体の年間事業計画及び予算を定めること。
 - (4) 地域生涯学習団体の年間事業実績報告及び決算を承認すること。
 - (5) 理事に対する報酬の額を定めること。
 - (6) 顧問を定めること。
 - (7) この規約を改正すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な事項に関すること。
- 5 会長は、その必要があると認めるときは、顧問その他の会員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(理事会)

第8条 理事長は、理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事会は、理事（理事長を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 理事会の議事は、出席した理事（理事長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事会に出席した理事（理事長を含む。）の総数が2人である場合は、前項の規定にかかわらず、出席した理事（理事長を含む。）の合意をもって理事会の議決とする。
- 5 理事会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 地域生涯学習団体の年間事業計画案及び予算案を作成し、総会の審議にかけること。
 - (2) 地域生涯学習団体の年間事業計画に従い、生涯学習事業を企画し、及び実施すること。
 - (3) 地域生涯学習団体の年間事業実績報告及び決算を作成し、監事の監査を受けた上で、総会に報告し、その承認を得ること。
 - (4) 会員名簿を作成すること。
 - (5) 自治会、校区連絡会等の地域で活動する他の団体又は組織との連絡調整を図ること。
 - (6) 総会において予算が成立する前に、団体内部の会議の開催に係る消耗品費、食糧費又は郵便料の支出について、専決処分をすること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な事項に関すること。
- 6 前項第6号の場合においては、その備考欄等に専決処分により支出済みの項目名、支出日及び金額を付記した予算案を総会に提出することにより、総会に対して当該専決処分の報告を行ったものとみなす。

(顧問)

第9条 会長は、総会に諮って、地域生涯学習団体に顧問を置くことができる。

- 2 会員は、顧問を兼務することはできない。
- 3 顧問は、第7条第5項の規定により総会の会議に出席したときは、議長の求めに応じて意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。

(地域生涯学習団体の経費の支弁の方法、理事報酬等の支払方法等)

第10条 地域生涯学習団体の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 市の補助金等
- (2) 地域生涯学習団体の財産から生ずる収入
- (3) その他の収入

2 理事(理事長を含む。以下この条において同じ。)の活動に対する謝金として市から支払われた金銭は、この規約及び総会の議決による理事に対する地域生涯学習団体の報酬支払債務に直ちに充当する。

3 理事の活動に伴う報償金(費用弁償)として市から支払われた金銭は、理事が地域生涯学習団体の活動に伴って支出した費用の弁償に係る地域生涯学習団体の支払債務に直ちに充当する。

4 地域生涯学習団体の活動に伴って理事が負担した費用の弁償については、熊谷市の支給の例による。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊料及び食卓料に相当するものは、支給対象外とする。

5 月の途中で理事が交代し、又は不在になったときの報酬の支払については、日割り計算によらず、当該月の初日に理事であった者に対して行うものとする。

6 理事は、市の公民館事業にボランティアとして携わることができる。

(庶務)

第11条 地域生涯学習団体の庶務は、熊谷市△△公民館及び熊谷市□□公民館において処理する。

2 前項の規定は、地域生涯学習団体の事業の実施主体が熊谷市△△公民館又は熊谷市□□公民館であるという意味に解釈してはならない。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、地域生涯学習団体の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

(施行期日)・・・【総会の議決が令和8年3月31日以前になされる場合】

1 この規約(以下「新規約」という。)は、令和8年4月1日から施行する。

(施行期日)・・・【総会の議決が令和8年4月1日以後になされる場合】

1 この規約(以下「新規約」という。)は、総会決議の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(新規約施行時の会員等)

2 新規約の施行時の会員は、新規約第4条の規定にかかわらず、改正前の**公民館運営協議会要綱(以下「旧規約」という。)による委員(熊谷市地域公民館に係る地域館長等設置要綱(令和2年2月20日熊谷市長決裁)により委嘱された地域館長及び地域主事であって、令和8年3月31日現在でこれらの役職にあるものを含む。)とする。ただし、新規約の総会決議の際に特段の定めをしたときは、この限りでない。

3 前項の場合において、新規約第4条の規定により会員となることができない委員は、顧問とする。

(公民館運営協議会要綱の廃止)

- 4 旧規約は、令和8年3月31日をもって廃止する。ただし、新規約成立の日（新規約の総会決議があった日をいう。以下次項において同じ。）が令和8年4月1日以後である場合は、当該新規約成立の時までの間、旧規約は、なおその効力を有する。この場合において、熊谷市地域公民館に係る地域館長等設置要綱により委嘱された地域館長及び地域主事であって、令和8年3月31日現在でこれらの役職にあったものは、旧規約との関係において、当該新規約成立の時までの間、なおその地位にあるものとみなす。

(旧規約廃止に伴う経過措置)

- 5 新規約成立の日から令和8年3月31日までの間、旧規約第3条第2項及び第8条中「館長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

【参考】

**公民館運営協議会要綱（経過措置による改正部分に下線）

（設置）

第1条 熊谷市**公民館の事業を推進するため、公民館運営協議会（以下「協議会」という。）をおく。

（職務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） 公民館の事業の企画、立案及び実施への参画に関する事。
- （2） 地域の課題、要求に係る情報の把握及び対応に関する事。
- （3） 公民館運営の連絡体制の整備に関する事。
- （4） 前条の設置の目的を達成するため必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 協議会は委員相当名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長（改正前は「館長」）が委嘱する。

- （1） 公民館利用者
- （2） 対象区域内の団体又は機関を代表する者
- （3） 知識経験を有する者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 委員の互選により、協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が召集する。

- 2 会議は、会長が議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長がこれを決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、公民館において処理する。

（その他）

第8条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、会長（改正前は「館長」）が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は平成 年 月 日より実施する。